

給付奨学金継続願（編入学/認定専攻科進学/適格専攻科進学）

提出確認チャート

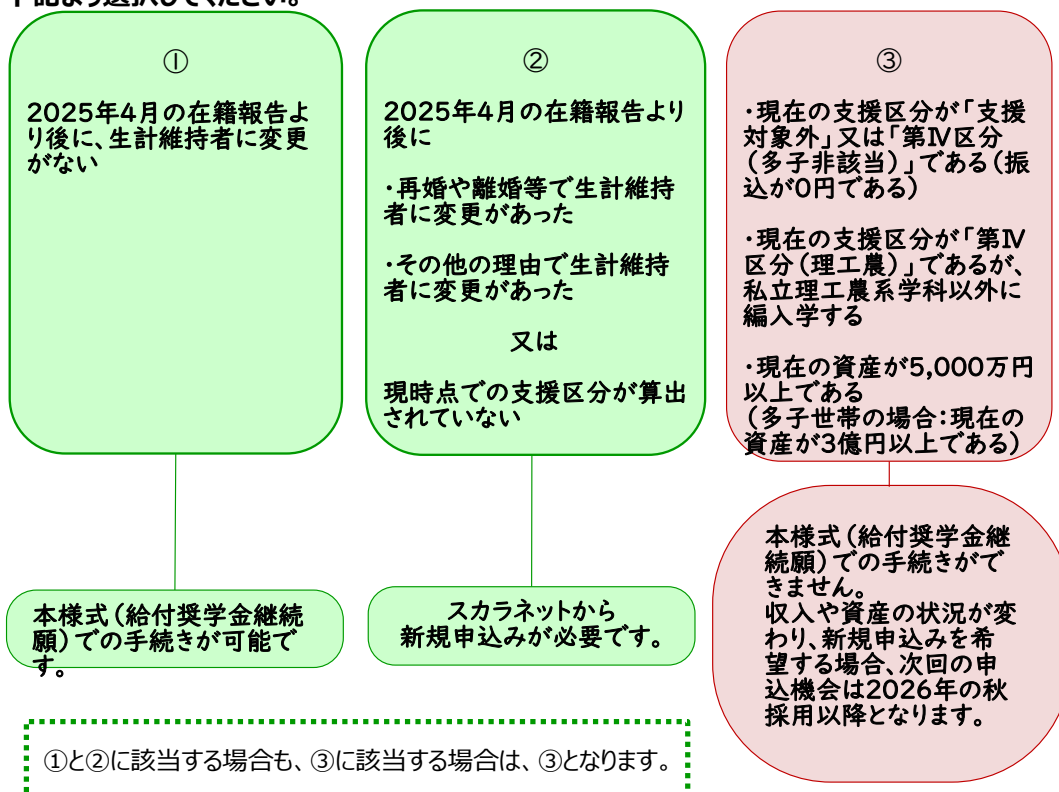
・直近の適格認定（家計）を編入学日時点の生計維持者で実施していない場合（生計維持者に変更が生じている場合）

→編入学奨学金継続願の提出ではなく、編入学後・進学後の学校で、新規にスカラネットから給付奨学金の申込をしてください。

・現在の支援区分が支援対象外の場合

→継続願の提出ができません。また、新規申込みをすることは可能ですが、2025年10月から支援対象外で停止中の方の次回の申込機会は、2026年の秋採用からとなります。

下記より選択してください。



◆2026年10月に編入学する場合（9月編入学は上記と同じになります）

→2026年4月の在籍報告より後に生計維持者に変更がある場合は、継続願の提出ができません。

スカラネットから新規申込みをしてください。

→2026年10月から支援対象外又は「第Ⅳ区分（多子非該当）」の場合は、次回の申込機会は2027年の秋採用からとなります。

→資産額が基準額以上の場合は、次回の申込機会は2027年度春採用からとなります。

◆新規申込みする際の留意点

→「継続支給が認められる要件は満たしているが、新規申込みする必要がある者」であることを学校に申し出てください。

→スカラネット入力時に、「STEP4 ⑥あなたの履歴情報」の「3.」に編入学前・進学前の学校で支給を受けていた「給付奨学生番号」を入力してください（スカラネット下書き用紙P10）。

※家計急変採用による支援区分見直し期間中であつた場合は、本様式ではなく、スカラネットを通じた申請手続きとなります。学校に申し出てください。

給付奨学金継続願(編入学/認定専攻科進学/適格専攻科進学)について

1. 継続支給の対象者と、継続支給が認められる要件

※裏面もご確認ください※

対象者	継続支給が認められる要件	支給期間
<p><編入学> 短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程 で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了し、大学に編入学した者</p>	<p>① 学校教育法に定める編入学制度に基づいて編入学したこと(大学の専攻科・別科へ編入学した場合は支援対象となりません。) ② 編入学の前に給付奨学金を受給していた学校に在学しなくなってから、編入学をした日までの間が1年以内であること。</p>	<p>編入学/認定専攻科進学/適格専攻科進学後学校の正規の修業年限まで</p> <p>支給期間は、編入学前の学校・転出校において給付奨学金を支給された期間と通算して、72か月を上限とします。(支給が「停止」となっていた期間を含む) ※ただし、専修学校の専門課程の修業年限が48か月を超える場合は、48か月を上限とします。</p>
<p><編入学> 専修学校以外の大学等で本機構の給付奨学生であった者で、卒業せずに、専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であり、課程の修了に必要な総単位数が62単位以上である課程に限る)の2年次以上に入学した者</p>	<p>① 当該専修学校に入学前の学校を卒業・修了していないこと ② 当該専修学校に入学前の学校に在学しなくなってから1年以内の入学(2年次以上への入学に限る。)であること</p>	
<p><編入学> 同一学校内・同一学校種間において、通学課程から通信課程へ又は通信課程から通学課程へ転学部(科)・転学した者</p>	<p>転学部(科)又は転学の要件を満たしていること(要件については学校に確認してください) ※転出校と転入校が同一学校種であり、共に通信課程である転学部(科)・転学の場合は、別様式による手続きが必要になります。</p>	
<p><認定専攻科進学> 短期大学・高等専門学校4～5年生又は専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であり、課程の修了に必要な総単位数が62単位以上である課程に限る)で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了し、引き続き認定専攻科へ進学した者</p>	<p>① 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科(認定専攻科)への進学であること ② 認定専攻科進学の前に給付奨学金を受給していた学校に在学しなくなってから、認定専攻科進学をした日までの間が1年以内であること</p>	
<p><適格専攻科進学> 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であり、課程の修了に必要な総単位数が62単位以上である課程に限る)で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了し、引き続き適格専攻科へ進学した者</p>	<p>① 文部科学大臣による大学院入学資格が認められた専攻科(適格専攻科)への進学であること ② 適格専攻科進学の前に給付奨学金を受給していた学校に在学しなくなってから、適格専攻科進学をした日までの間が1年以内であること</p>	

(※) 上記の「対象者」及び「継続支給が認められる要件」を満たさない者、支給期間の上限を超えている者は、本様式(給付奨学金継続願)での申込みも、新規申込みもできません。

(※) 編入学前・進学前の大学等における学業成績が「**廃止**」相当の者は、本様式(給付奨学金継続願)での申込みも、**新規申込みもできません**。ただし、**災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる者、適格認定(学業)において警告が連続した者の再支援(経過措置)に該当する者は除きます**ので、該当する可能性のある場合は学校に申し出のうえ、取扱いについて確認してください。

(※) 令和8年3月31日以前に専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)へ入学した者(学校教育法第90条第1項に規定するものに限る。)は、学校教育法改正の経過措置として編入学等の対象となります。

【参考】詳細については文科省ホームページ「2. 解説資料等」を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm

2. 編入学後・進学後の学校への提出書類(※1)

提出書類	対象者
① 「給付奨学金継続願(編入学/認定専攻科進学/適格専攻科進学)」(給付様式7)	申込者全員
② 給付奨学金確認書(新給付 編入学/認定専攻科進学/適格専攻科進学)(※2)	申込者全員
③ 「自宅外通学申請届」(給付様式35)(※3)	「自宅外通学」の者
④ 自宅外通学の証明書類(※4)	

⑤	「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」(給付様式34)	
⑥	次のうちいずれか1点 ・「在留カード」のコピー ・「特別永住者証明書」のコピー ・「住民票の写し」(原本)等、在留資格・在留期間が明記されているもの 在留資格「家族滞在」の場合、上記の提出書類に加えて、 ・「出入国記録の写し」(原本)(※5)	外国籍かつ在留資格が「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」又は「家族滞在」の者(※6)

(※1) マイナンバーの提出は必要ありません。

(※2) スカラネットによる新規申込者と異なり、給付奨学金確認書(新給付 編入学/認定専攻科進学/適格専攻科進学)の提出が必要です。確認書は、給付奨学金継続願と共に学校に提出してください。「転出校において支給を受けていた給付奨学金の申込IDが不明の場合は、空欄としてください。

(※3) 「奨学生番号」「採用候補者決定通知登録番号」「進学届入力日」欄はいずれも記入不要です。

(※4) 自宅外通学を証明する書類としてどのようなものが必要であるかは、「自宅外通学申請届」(給付様式35)裏面の要件確認チャートで確認してください。

(※5) ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。

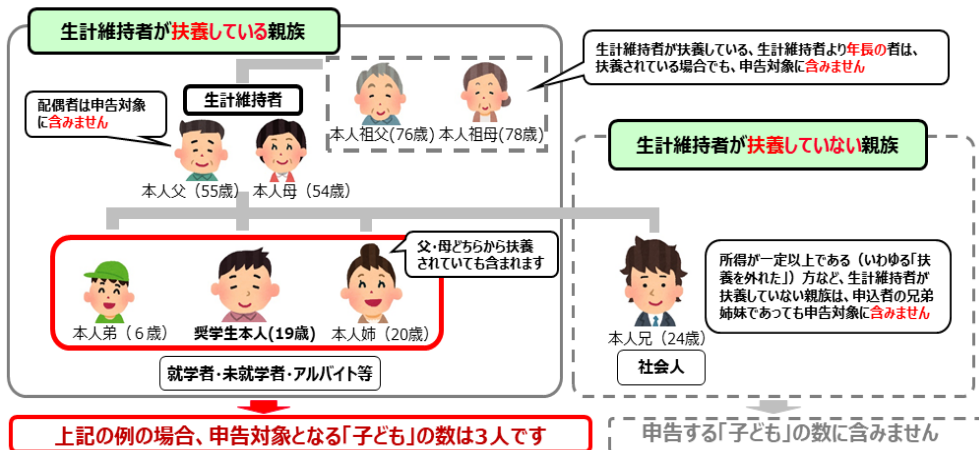
(※6) 継続願に記入の誓約日時点で在留期間(満了日)が経過している場合でも継続願の提出はできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、継続願の承認は保留(一定期間経過後は不承認)となります。

申告対象となる生計維持者の扶養する「子ども」の範囲について

申告対象となる生計維持者の扶養する「子ども」の範囲は、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、扶養している生計維持者よりも**年長でない人**（例：子ども、年下の兄弟姉妹）や生計維持者の尊属でない人となります。（生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。）

この申告は、給付奨学金の多子世帯に該当するかどうかの判定に利用されます。

※**住民税の扶養親族とは**、今回は2025年の12月31日時点で扶養している親族として税の年末調整、確定申告又は住民税申告で申告し、対象となった方をいいます。扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません。税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含みます。なお、後日、証明書類の提出を求める場合があります。また、偽りその他不正の手段により申告等を行い、それによって給付奨学金の支給を受けたときは、支給を受けた額に最大140/100を乗じた金額が、国税徴収の例により徴収されます。



※表面もご確認ください※

○振込口座について

「通帳の口座名義人・口座情報が記載されているページのコピーをここに貼り付け」

継続が承認されたときに、どの口座に奨学金が振り込まれるか確認できるように、**振込口座の通帳のコピー等、口座番号がわかる書類を貼り付け、保管しておくことをおすすめします。**

学校から指示があった場合は、この用紙の上に振込口座として登録する口座の口座番号がわかる書類を貼り付け、「給付奨学金継続願(編入学/認定専攻科・適格専攻科進学)」に記入する際は、**確認しながら誤りのないよう記入してください。**

★振込口座についての確認事項及び注意点

入力しようとしている口座が奨学金を受け取れる口座かどうか、**以下のチェックリストを使って確認してください。**

- あなた本人の預・貯金口座です（あなた以外の口座は使用できません）。
 - 銀行等の普通預金口座又はゆうちょ銀行の通常貯金口座です。（※1）
 - 「給付奨学金継続願(編入学/認定専攻科・適格専攻科進学)」を願ひ出する人（本人カナ氏名）と通帳の口座名義人（カナ）は完全に同一です。
 - 金融機関名・支店名・口座番号（ゆうちょ銀行以外の場合）、又は記号・番号（ゆうちょ銀行の場合）は正しいです。（※2）
 - この通帳は1年以内に記帳できました（休眠口座・解約済口座ではありません）。
 - 農協、信託銀行、外資系銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、インターネット専業銀行、コンビニ銀行等の口座ではありません。（※3）
- (※1) 一部の信用組合は使用できません。
 (※2) 3か月以内に新設された支店は選択できない場合があります。
 (※3) 機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。

◀ゆうちょ銀行の例▶

- ・本人名義の通常貯金口座を使用します。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、「記号」及び「番号」を記入します。
- ・「記号」と「番号」の間に数字がある場合、その数字は記入しないでください。
 例：100000-1-000000001
 (5桁) ↑ (最大8桁)
 記入しない
- ・「店名」や「口座番号」は使用しませんので、十分注意してください。

「店名」、「店番」、「口座番号」は使用しません

◀ゆうちょ銀行以外の金融機関の例▶

- ・本人名義の普通預金口座を使用します。
- ・「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」を記入します。誤りのないよう記入してください。
 ※類似した名称にはご注意ください。
 例：「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「〇〇支店」と

